平成31年度岡山市立石井中学校 部活動ガイドライン (活動方針)

#### I 本校が目指す部活動

部活動を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや芸術・文化に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。

# 部活動の意義(本校で特に大切にしたいこと)

部活動を実施するにあたり生徒や教職員にとってたくさん意義があります。「岡山市の目指す部活動」の実現に向け、本校の部活動を運営するにあたり・・・・・

- 異年齢の交流の中で貴重な体験ができる。
- 心身をリフレッシュさせることができる。
- 仲間とともに自主的・自発的に活動できる。
- 生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育てることができる。
- 体力の向上と健康の保持増進を図ることができる。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合うことができる。
- 自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- 共通の目標に向かって努力することができる。
- 顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深めることができる。
- 教職員にとって生徒理解をより深めるための重要な機会となる。

#### Ⅱ 部活動の運営について

## 1 適切な運営のための体制整備

- 部活動に係る活動方針を作成し学校ホームページで公開し、年間・月間の活動計画等を作成し、文書等で配付する。
- 生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- 毎月の活動計画等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度 とならないようにする。
- 大会や練習試合等の参加については、日程等を十分に考慮し、過度な負担にならないようにする。

#### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 体罰やハラスメントの行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再認識し、セクハラ行為の禁止はもちろん指導中の言動や態度にも十分注意する。
- トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習がスポーツ障害のリスクを高めることや運動能力の向上につながらないこと等を理解する。生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの導入等により、休養を取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

#### 3 適切な休養日等の設定

- 週当たり2日以上の休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」とする。)は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日(長期休業期間中及び「週末」を含む。)は3時間程度とする。 ただし、大会等への参加などによりやむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日を確保する。(「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、 複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。身体的トレーニング効果が期待される活動 時間のことである。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日3日間、年末年始の休日を含み、 1週間程度の連続した休養期間を年に2回設けることとする。
- 始業前の活動については、1日の活動時間に含み、放課後の活動時間が十分にとれない場合等に、学校生活や家庭等へ配慮した上で行う。

#### 4 安全管理と事故防止について

- 校長及び部活動顧問は活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生徒が常に安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内での研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。
- 気候変動等により、暑熱環境が悪化する中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の部活動における熱中症 事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務となっている。暑さ指数等を参考に学校の置かれ ている環境や生徒の実態に応じた防止対策等により、生徒の安全確保の徹底を図る。

### 5 その他

- 本ガイドラインは、岡山市教育委員会が策定した「岡山市部活動ガイドライン」を受けて策定したものであり、ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン」に準じるものとする。
- 文化部活動については、当面は本ガイドラインに準じた扱いとする。平成30年12月に文化庁が、「文化 部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しており、それを受けて平成31年度に岡山市部活動ガイドラインが改訂されることになっている。本ガイドラインも、それに応じて改定していく。